

資料 - 2 第24回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第24回河川保全利用委員会(H21.1.22)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第24回委員会での審議結果	第25回河川保全利用委員会 審議内容	第25回委員会 配布資料
1)第23回委員会活動の整理事項	<p>「資料3 第23回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。</p> <p>・「5)第3期河川保全利用委員会の委員構成等について」の中の「なお、会合には出席できる委員は出席してもらおうこととし、出席委員がなくても委員長・副委員長で作業を行う。」という文章について、委員長及び副委員長も委員であることから文言を変更した方がよいとの意見を受け、本文を削除することとした。</p>			
2)継続占用許可申請施設の審査	<p>「占用許可申請説明書」に基づく守山市からの説明後、「資料4 審査表」及び「資料5 平成19年1月18日付け意見書」を参考として審議を行った。</p> <p>【野洲川小浜河川公園】          ・添付資料10 - 1の要望書の日付が平成15年末であり、この時からの要望がずっと継続しているとしても、占用許可申請説明書には新しい日付の要望書を添付した方がよい。          ・多目的広場と緑地広場の管理形態の違いは何か。          多目的広場は雑草等がないようにこまめに管理を行っており、緑地広場は雑草があって自然に近づけた形態としている。(守山市)          ・緑地広場が占用区域縮小の候補となるのかどうかを判断するために、緑地広場の積極的な位置づけをされればどうか、例えば、滋賀県が管理している琵琶湖の湖岸緑地では草刈りをやめて、そこに生えてくる植生状況を管理者が自然観察会を開催して環境学習の場として活用しているという事例がある。</p> <p>【野洲川改修記念公園】          ・ゲートボール場の下段の4面を駐輪場・駐車場として整備したいとのことだが、河川管理者や地元と協議してよりよい駐輪場・駐車場ができればよいと思う。</p> <p>【野洲川川田河川公園】          ・緑地広場が現状ではグラウンドゴルフ場として使用されているが、今後どうするのか。          現在は緑地広場として占用許可を受けているので、更新許可申請時にグラウンドゴルフ場として変更申請を行う。(守山市)          ・トイレのスロープをこのようなデザインにした理由は何か。          構造物の面積が少なくなるということ、車いすを下りる場合に直線にすると危険であり、途中で踊り場がある方が危険性が低いためである。(守山市)</p> <p>【階段護岸の整備について】          ・階段護岸を整備することにより危険が増すということはないのか。          危険性は否定できないが、転落しても容易に上がることができるような場所を検討して整備していきたい。(河川管理者)          ・階段護岸の整備については、人が下りるための階段というだけでなく、魚が逃げ込める場所をつくるなどの検討余地があるので考慮してもらいたい。          ・4ページの計画図の左側に「河道内植生の伐採」とあるが、これは今現在の植生をすべて伐採するという意味か。          すべて伐採するという意味ではない。最近の野洲川は洪水・増水が少ないために、みずみちが固定されており、それによって川らしさが失われていると考えている。そこで、みずみちが固定されるのではなく、ある程度の範囲内で動くように、きっかけとして植生を伐採することである。(河川管理者)          ・川というのは形態変化が常であり、特に野洲川は砂河川ということが特性の一つでもある。そうすると、階段護岸の前に砂が堆積すればカヌーができなくなるが、カヌーのために復旧するのか、あくまで河道内は河川であり、川が川をつくっていくことを認めるべきで、低水路内を公園化することは望ましくないと思う。</p> <p>【アンケートについて】          ・アンケートによる意見をホームページに載せるなどして公開してはどうか。          各公園で抱えている問題が異なっているので、アンケートの内容は同一ではなく変えるべきである。そうしないと、単に利用者の意見を聞いているというポーズになるだけで、アンケートが活かされない。</p> <p>【3公園全体について】          ・これからの公園利用を考えていくために、市役所内の自然環境を保全する部局に参加してもらい、生物のことも十分考慮して進めてもらいたい。</p>	<p>・2月の調整作業会に向けて各委員へ意見照会を実施して、意見が出そろったところで調整作業会を開催し、この調整作業会での議論を踏まえて作成した意見書(案)を第25回委員会にて審議する。</p>	<p>・意見書(案)の審議</p>	<p>資料 - 4 意見書(案)</p>
その他	<p>「資料6 今後のスケジュール」について事務局より報告を受けた。</p>			
一般傍聴者からの意見聴取	<p>一般傍聴者からの意見はなし</p>			

### 資料 - 3 第7回調整作業会記録

<b>第7回調整作業会概要</b>
<p>平成21年1月30日付けで事務局より各委員へ継続占用許可申請施設に係る審査についての意見照会を実施し、その照会結果を踏まえて、意見書（原案）の作成を行ったものである。なお、意見照会の内容としては、「依頼 - 1 審査表」により審査コメントを求め、「依頼 - 2 意見書（原案）作成のための委員意見照会」により施設の更新を認めてもよいか否か、また条件・要望を附して認めてもよいという意見の場合はどのような意見・要望を附せばよいか、という内容で意見を求めた。</p> <p>開催日時：平成21年2月13日（金） 13：02～15：22</p> <p>場 所：守山野洲市民交流プラザ RiseVille（ライズヴィル）都賀山 会議室「フリーズ」</p> <p>出席者：委員4名（委員長、副委員長、委員2名）、河川管理者2名、事務局1名</p>
<b>第7回調整作業会内容</b>
<p><b>意見照会結果の報告</b></p> <p>事務局からの意見照会に対して、各委員から回答された内容を事務局にて整理した「審査結果整理表」「意見書（原案）作成のための委員意見照会結果整理表」に基づいて意見照会結果の報告がなされた。</p> <p>意見提出委員数 5名</p> <p>【野洲川小浜河川公園】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の更新は妥当であり認めてもよい 2名</li><li>・施設の更新は妥当ではないが、委員会としての条件等を附し、それらの報告期限を定めれば認めてもよい 3名</li><li>・施設の更新は妥当ではなく認めてはいけない 0名</li></ul> <p>【野洲川改修記念公園】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の更新は妥当であり認めてもよい 4名</li><li>・施設の更新は妥当ではないが、委員会としての条件等を附し、それらの報告期限を定めれば認めてもよい 1名</li><li>・施設の更新は妥当ではなく認めてはいけない 0名</li></ul> <p>【野洲川川田河川公園】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の更新は妥当であり認めてもよい 2名</li><li>・施設の更新は妥当ではないが、委員会としての条件等を附し、それらの報告期限を定めれば認めてもよい 3名</li><li>・施設の更新は妥当ではなく認めてはいけない 0名</li></ul> <p><b>意見書（原案）について</b></p> <p>「依頼 - 2 意見書（原案）作成のための委員意見照会」に対する回答を基に事務局にて作成した意見書（原案）を提示し、それについて議論が行われ、意見書（原案）について、案のとおり了承された。</p>

#### 今後の進め方

調整作業会の結果を調整作業会記録としてまとめ、本日欠席されている委員を含めてすべての委員へ本日の資料を併せて送付する。その際、了承された意見書（原案）についての意見照会を行い、意見が出された場合には、出された意見を反映させるか否かの判断を委員長・副委員長にさせていただく。

なお、意見照会にあたっては、意見書（原案）が事前の意見照会に対する委員意見を盛り込んで作成されており、また、調整作業会で意見書（原案）が了承されたことを踏まえ、意見書（原案）の骨子の変更は行わず、文言の追加・削除・訂正などの意見を求めることとし、事務局への返信がない場合は意見がなく了承したものとみなす。

上記の手順を踏んだ上で意見書（案）を作成し、次回第25回委員会（3月5日開催）において意見書（案）の審議を行い、第25回委員会以降に河川管理者へ意見書を提出する。

以 上

平成 21 年 3 月 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会  
（琵琶湖河川事務所）  
委員長 竺 文彦

占用許可申請に対する意見書  
（守山市 野洲川小浜河川公園）

平成 20 年 12 月 4 日付け国近整琵琶調第 47 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川小浜河川公園
場 所	守山市小浜町地先 （右岸 1.2 km 付近から 1.5 km 付近）
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、坂路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	17,268.60 m <sup>2</sup>

## 記

## 1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場及び坂路であり、設置されて以降、施設形態についての変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元以外の釣り人もいるが、主に地元住民や地元児童が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況を見ると、多目的広場は利用され整備もされているが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと思われる。

占用箇所は、野洲川河口部に近い高水敷であり、特に冬季には琵琶湖から鳥類の飛来が多く見られる。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから影響があると考えられる。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、堤内地で代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書（平成19年1月18日付け）と同様であるが、前回意見書では、土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状を踏まえて、多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的な利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要である代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことが妥当であると考えられる。

**【占用許可期限の更新についての意見】**

多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。

十分に利用されていない緑地広場の利用形態について、環境学習に活かせるような利用可能性の有無を検討するよう指導すること。

上記意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

**【占用許可期限の更新に関連する要望事項】**

階段護岸を設置する際には、生物に十分配慮した構造とすること。

2. 検討の経緯

平成20年12月4日	意見照会書の受理
平成20年12月4日	委員会 占有許可施設の現地調査 平成19年1月18日付け意見書に基づく報告 河川管理者による概要説明
平成21年1月22日	委員会 申請者から占有許可申請説明書の説明 委員による占有許可施設の審議
平成21年3月 5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書

以上

平成 21 年 3 月 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会  
（琵琶湖河川事務所）  
委員長 竺 文彦

占用許可申請に対する意見書  
（守山市 野洲川改修記念公園）

平成 20 年 12 月 4 日付け国近整琵琶調第 47 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 （左岸 3.8 km 付近）
主 な 施 設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	23,097.01㎡

## 記

## 1. 委員会としての判断・要望

占用許可申請施設は、旧野洲川南流における締切箇所の堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

## 【占用許可の更新に関連する要望事項】

前回意見書（平成19年1月18日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、整備が確実に実施されることを要望する。

## 2. 検討の経緯

平成20年12月4日	意見照会書の受理
平成20年12月4日	委員会 占用許可施設の現地調査 平成19年1月18日付け意見書に基づく報告 河川管理者による概要説明
平成21年1月22日	委員会 申請者から占用許可申請説明書の説明 委員による占用許可施設の審議
平成21年3月 5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

## 3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書

以上

平成 21 年 3 月 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会  
（琵琶湖河川事務所）  
委員長 竺 文彦

占用許可申請に対する意見書  
（守山市 野洲川川田河川公園）

平成 20 年 12 月 4 日付け国近整琵琶調第 47 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 （左岸 5.3 km 付近から 5.9 km 付近）
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、管理道路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	34,152.40 m <sup>2</sup>

## 記

## 1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであり、設置されて以降、施設形態についての大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を止め、低水護岸を降りて川遊びをする家族連れなども見られる。

占用箇所は、高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、特にグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから影響があると考えられる。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該施設は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、堤内地で代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書（平成19年1月18日付け）と同様であるが、前回意見書では、地域の要望や利用者の必要性が高い現状を踏まえて、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要である代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことが妥当であると考えられる。

## 【占用許可期限の更新についての意見】

スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。

緑地広場の現状はグラウンドゴルフ場として利用されていることから、実態に合うように利用形態の変更申請を行うよう指導すること。

上記の意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

## 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

階段護岸を設置する際には、河川環境への影響を最小限に留め、また生物に十分配慮した構造とすること。

2. 検討の経緯

平成20年12月4日	意見照会書の受理
平成20年12月4日	委員会 占有許可施設の現地調査 平成19年1月18日付け意見書に基づく報告 河川管理者による概要説明
平成21年1月22日	委員会 申請者から占有許可申請説明書の説明 委員による占有許可施設の審議
平成21年3月 5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書

以上

## ～河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)～ 委員公募のお知らせ

琵琶湖河川事務所では、平成9年の河川法改正によって従来からの「治水・利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が新たに目的化されたことに伴い、「これからの河川敷地利用のあり方」を検討していくために「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)(以下、「委員会」という。)」を平成16年度に設立しました。

委員会ではこれまで琵琶湖河川事務所が所管する全河川(野洲川、瀬田川、草津川)において適用する「河川敷利用の基本理念及び基本方針」を議論し、また野洲川における河川公園やグライダー操縦訓練場などの河川利用について審議を行い、河川管理者へ意見を提出してきました。

ついで、平成21年3月31日をもって現委員の任期が満了し、またこれまで以上に公平かつ透明な委員会とするために、新委員を募集いたします。

(応募は自薦に限ります。応募要領は裏面をご覧ください。)

応募要件	20歳(平成21年4月1日時点)以上で河川に関心がある方
応募期間	平成21年2月23日(月)から平成21年3月24日(火)まで
応募・問合せ先	〒520-2279 滋賀県大津市黒津4丁目5番1号 琵琶湖河川事務所 占用調整課内 河川保全利用委員会事務局 TEL 077-546-0844(代表) FAX 077-546-6840 E-mail info@biwakokasen.go.jp

### 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)とは・・・

#### 【委員会の主な役割】

河川公園などの河川法に基づく占用許可を受けた案件に関する琵琶湖河川事務所からの諮問に対して、河川の保全と利用の観点からの意見を提出します。

#### 【組織構成(現委員構成)】

- ・自然環境に関する学識経験を有する者 5名
- ・治水・利水に関する学識経験を有する者 1名
- ・地域特性に詳しい者 3名
- ・その他、必要と認める者(都市景観) 1名

詳細は河川保全利用委員会ホームページをご覧ください。  
<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>



委員会開催風景(第24回委員会)

## 応募要領

### 1. 委員の役割

委員会に出席し、琵琶湖河川事務所が所管する河川において河川法に基づく占用許可を受けている河川公園などについて審議していただきます。

#### 委員会規約抜粋

第3条 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討し、河川管理者に意見の提案及び助言する。

- (1) 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所(以下、「事務所」という)が管理をしている各河川における主として河川に対する保全及び利用の基本理念
- (2) 基本理念に基づいて事務所が作成する「申請のガイドライン」
- (3) 河川における公園などの面的占用における許可申請説明書に関する事務所からの諮問
- (4) その他、委員会が必要と認めた河川に係る保全、利用などに関すること

※ただし、(1)及び(2)については、既に終了しているため、役割は(3)と(4)になります。

### 2. 委員の任期

委嘱の日から2年間です。

### 3. 募集人員

2名以内

### 4. 応募要件

20歳(平成21年4月1日時点)以上で河川に関心がある方

### 5. 応募にあたり提出していただく内容(応募用紙は「10. お問い合わせ先」の委員会ホームページをご覧ください)

(①～⑩についてすべて記入してください)

- ① 候補者氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日及び年齢
- ④ 候補者の連絡先 住所(郵便番号)、電話番号、FAX番号、メールアドレス
- ⑤ 簡単な経歴及び現在の職業・役職
- ⑥ 研究施設やNPO法人などの組織に所属されている方はその組織名称
- ⑦ 河川について関心がある分野(自然環境、治水・利水、地域特性、その他)
- ⑧ 河川に関する研究・活動内容(研究・活動地域又は研究・活動河川の記入も含む)
- ⑨ アピール文 これからの河川敷地利用のあり方についての考えや思い(800字程度)
- ⑩ 応募動機や抱負
- ⑪ その他、参考となる資料

### 6. 応募方法

- 電子メール info@biwakokasen.go.jp
- FAX 077-546-6840
- 郵送 〒520-2279 滋賀県大津市黒津4丁目5番1号  
琵琶湖河川事務所 占用調整課内 河川保全利用委員会事務局宛

### 7. 応募期限

平成21年2月23日(月)から平成21年3月24日(火)まで(必着)

### 8. 選考方法

提出していただいた書類及び必要に応じて実施する面接を基に、総合的に判断して決定します。  
なお、選考の結果は応募者全員に通知いたします。

### 9. その他

- 応募用紙等については返却いたしません。
- 応募いただいた個人情報、本件以外での目的に使用いたしません。
- 選定理由や個別意見等に対する回答はいたしません。
- 応募に際して要した費用及び面接を実施した際の交通費等はお支払いいたしません。
- 委員会に出席していただいた場合は、謝金・交通費をお支払いします。

### 10. お問い合わせ先

- 〒520-2279 滋賀県大津市黒津4丁目5番1号  
琵琶湖河川事務所 占用調整課内 河川保全利用委員会事務局  
Tel 077-546-0844(代表) FAX 077-546-6840
- 委員会ホームページ <http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>
- 琵琶湖河川事務所ホームページ <http://www.biwakokasen.go.jp/>

今後のスケジュールについて(平成20年度～平成21年度)

委員会回数 審議内容	平成20年度												平成21年度														
	4月	5月	6月	7月	第21回 8月	第22回 9月	第23回 10月	第24回 11月	第23回 12月	第24回 1月	作業会 2月	第25回 3月	第26回 4月	第26回 5月	第27回 6月	第27回 7月	作業会 8月	第28回 9月	第28回 10月	第28回 11月	第28回 12月	第28回 1月	第28回 2月	第28回 3月			
河川敷利用の 基本理念・基本方針					→							公表															
河川敷地占用許可 申請・審査の手引き					→							公表															
野洲川小浜河川公園 (守山市) 更新									諮問	審議		意見書(案) 審議															
野洲川小浜河川公園 (守山市) 報告									報告																		
野洲川川田河川公園 (守山市) 更新									諮問	審議		意見書(案) 審議															
野洲川川田河川公園 (守山市) 報告									報告																		
野洲川改修記念公園 (守山市) 更新									諮問	審議		意見書(案) 審議															
野洲川改修記念公園 (守山市) 報告									報告																		
野洲川ふれあい 広場(野洲市・守山市)												申請説明書 作成依頼・受領	意見書(案) 審議	諮問													

意見書の提出は3月中(第25回委員会以降)を予定しています。

野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市が連名で許可受け)の占用許可期限は平成21年9月30日までとなっています。